物品売買契約書 (案)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター(以下「甲」という。)が次の物品を購入し、○ ○○○(以下「乙」という。)がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を 締結する。

品 名 放射線情報管理システム及び画像保存通信システム

規格・数量 ○○○○ ・○式

0000 · 0式

- 第1条 納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。
 - 1 納入期限 令和8年3月27日
 - 2 納入場所 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
 - 3 契約金額 ¥ (うち取引に係る消費税額 ¥ −)
 - 4 契約保証金額 契約金額の100分の10以上もしくは免除(沖縄県病院事業局財務規程第133条第 2項各号に該当する場合)
- **第2条** 乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと同時に納品書を提出しなければならない。なお、郵送での納品も可能とする。
- 2 納入のため持込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。
- 第3条 乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。
- 2 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立会いをしないとき は、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。
- **第4条** 乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。
- 2 前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。この代品納入又は手直しができたときは、更に届け出て検査を受けなければならない。
- **第5条** 乙は、納入物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、 当該納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しを行わなければならない。
- **第6条** 乙が、前条の納入物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しに応じないとき、その他 この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。こ のために乙に損害を生ぜしめることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。
- **第7条** 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。
- 2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。
- 3 甲は、第1項の願出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。
- 第8条 契約金額について、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に 支払うものとする。ただし特別の理由がある場合はこの限りでない。
- 第9条 乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条に規定された割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。
- 第10条 この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

- **第11条** 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させる ことができる。
- 2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを 甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところ によるものとする。
- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 第13条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 第14条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、機器の接続費用を含む物品 の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い、乙の負担で施行するものとする。
- 第15条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない 第16条 乙はこの契約条項のほか、沖縄県病院事業局財務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程 第19号)を守るものとし、疑義を生じたときは甲、乙協議するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院 長 重盛 康司 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、 又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために 必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は 複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した 個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。 ただし、 甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第9 乙は、この契約による事務を行うにあたり取り扱う個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、 随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために 生じた経費は、乙が負担するものとする。